遠紡工業（上海）有限公司（Far Eastern Industries (Shanghai) Ltd.）	五十三・〇％
江陰興泰新材料有限公司（Jiangyin Xingtai New Material Co., Ltd.）	三十九・八％
江陰興宇新材料有限公司（Jiangyin Xingyu New Material Co., Ltd.）	三十九・八％
海南逸盛石化有限公司（Hainan Yisheng Petrochemical Co., Ltd.）	五十三・〇％
Jiangsu Sanfangxiang International Trade Co., Ltd.	五十三・〇％
華潤包装材料有限公司（China Resources Packaging Materials Co., Ltd.）	五十一・四％
Shanghai Hengyi Polyester Fiber Co., Ltd.	五十三・〇％
亞東工業（蘇州）有限公司（Oriental Industries (Suzhou) Ltd.）	五十三・〇％
遠東化聚工業股份有限公司（Far Eastern Polychem Industries Ltd.）	五十三・〇％
Jiangsu company, Sinopec Chemical Commercial Holding Co., Ltd.	五十三・〇％
その他の者	五十三・〇％

○環境省告示第六十六号

公共の浴用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準（平成十八年三月環境省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月一日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）は、温泉利用の適正化を図ることをその目的の一つとしており、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、法第15条第１項に基づき、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないとされている。 温泉には種々の成分が含有されており、その利用方法あるいは温泉利用施設の管理等が適切でない場合において、人体に対して健康被害を与える場合がある。このため、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を１キログラム中２ミリグラム以上含有する温泉を、法第15条第１項の規定による許可を受けて公共の浴用又は飲用に供し、又は供しようとする者（以下「温泉利用許可者」という。）が遵守すべき基準を定め、硫化水素が衛生上有害となった場合における事故の防止や利用者の安全確保を図るものである。 都道府県知事及び法第36条第１項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）においては、本基準に沿った適正な温泉利用が行われるよう、必要に応じて行政指導や行政処分を行うことが望ましい。このため、法第15条第１項の許可処分の判断の一要素として当該基準を参照するほか、本基準の遵守状況等を法第34条の報告徴収や法第35条第１項の立入検査により確認し、その結果等を踏まえ、必要に応じて、行政指導や法第31条第１項第１号の許可の取消し等を検討することも可能である。	（新規）
１　適用対象となる温泉 本基準の適用対象となる温泉は、１キログラム中、総硫黄を２ミリグラム以上含有する温泉とする。	１　適用対象となる温泉 本基準の適用対象となる温泉は、１キログラム中、総硫黄（硫化水素イオン、チオ硫酸イオン及び遊離硫化水素に対応するものをいう。以下同じ。）を２ミリグラム以上含有する温泉とする。